

平成 25 年 9 月 2 日

事業者各位

守口市水道局総務課

守口市暴力団排除条例の制定について（お知らせ）

公共工事等の公金が、暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成 25 年 9 月 1 日から「守口市暴力団排除条例」が施行されました。

この条例では、公共工事等あらゆる契約から暴力団員又は暴力団密接関係者を排除するとともに、関係が判明すれば入札参加資格等の停止や事業者名の公表を行います。

条例施行に伴う主な要請点は下記のとおりとなりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

記

- ・元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）には、暴力団と関わりがない旨の誓約書の提出
- ・下請負人との契約書に、暴力団との関わりが判明すれば契約解除する旨を記載
- ・不当介入があった際には、速やかに水道局へ報告